

[商品概要説明書]

横浜銀行

はまぎん 365 限定定期預金

(2026年3月16日 現在適用中)

1. 商品名	・ はまぎん 365 限定定期預金
2. ご利用になれる方	<ul style="list-style-type: none"> ・ スマホアプリ「はまぎん 365」(以下、アプリといいます)をご利用の個人のお客さま ・ アプリの「すべての口座」画面上にはまぎん 365 限定定期預金(以下、本商品といいます)専用のお知らせが表示されたお客さま ・ アプリに登録された円貨預金口座の合計残高が、前々月末時点の合計残高より10万円以上増加しているお客さま ※前々月末時点での合計残高は、毎月1日の0時に更新します ・ アプリのサービス利用口座に定期預金口座を登録されている、またはアプリに登録されている代表口座・サービス利用口座(普通預金、貯蓄預金、定期預金、積立定期預金、カードローン)の口座数が合計15口座未満のお客さま ・ アプリにおいてメールアドレスの登録があるお客さま
3. 期間	・ 6か月
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<p>アプリのみでの取り扱いとなります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一括預入 ・ 1万円以上1,000万円以下 ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金増加額による金額階層別に、預入時の提示利率を満期日まで適用します <金額階層> 預金増加額10万円以上100万円以下 預金増加額100万円超300万円以下 預金増加額300万円超1,000万円以下 ・ 満期日以後に一括して支払います ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割による計算
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・ 総合口座で作成した場合、総合口座の当座貸越の担保とすることができます(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率)
9. 中途解約時の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預入元金が1,000万円未満の場合は、「自由金利型定期預金(M型)<単利型>」に準じます ・ 預入元金が1,000万円以上の場合は、「自由金利型定期預金」に準じます

10. 利率情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 利率はアプリおよび横浜銀行のウェブサイトに掲示します
11. 利子に対する課税	<ul style="list-style-type: none"> 分離課税（国税15.315%および地方税5%、合計20.315%）となります
12. リスクに関する事項	_____
13. 当行が契約している指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
14. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 本商品はお一人さま1口のみ作成することが可能な定期預金です。本商品の作成後に追加預入など金額の変更はできません ※中途解約をした場合でも、当初本商品を作成された際の満期日を迎えるまでは新たに本商品を作成することができません 本商品は、6か月ものスーパー定期（自動継続）、または大口定期（自動継続）です。また、満期時の取り扱い区分は元利継続となります 本商品が初回の満期を迎えた後は、当初作成時の作成金額が1,000万円未満の場合はスーパー定期（6か月・自動継続）、1,000万円以上の場合は大口定期（6か月・自動継続）に書き替えます。なお、適用金利は、書き替え時点での店頭表示金利を適用します 本商品はアプリでのみ作成が可能です。〈はまぎん〉マイダイレクト（インターネットバンキング）や窓口（店頭）では作成できません 本商品の作成可能額は、本商品の案内画面に表示されている預金増加額の範囲内です。なお、預金増加額が1,000万円を超える場合の作成可能額は1,000万円となります 預金増加額とは、アプリに登録された普通預金、貯蓄預金、定期預金、積立定期預金の「前々月末時点の合計残高」と「ご案内表示時点の合計残高」を比較して「前々月末時点の合計残高」を上回った金額を指します 本商品はマル優の適用対象外です 本商品は預金保険制度の対象となります（1預金者あたり全額保護の対象商品以外の対象預金合計で元本1,000万円までとその利息が保護されます） <p>（注）預金保険制度について、詳しくは店頭に掲示しているポスター、当行ウェブサイト「預金保険制度について」または、金融庁・預金保険機構のウェブサイトをご覧ください</p>